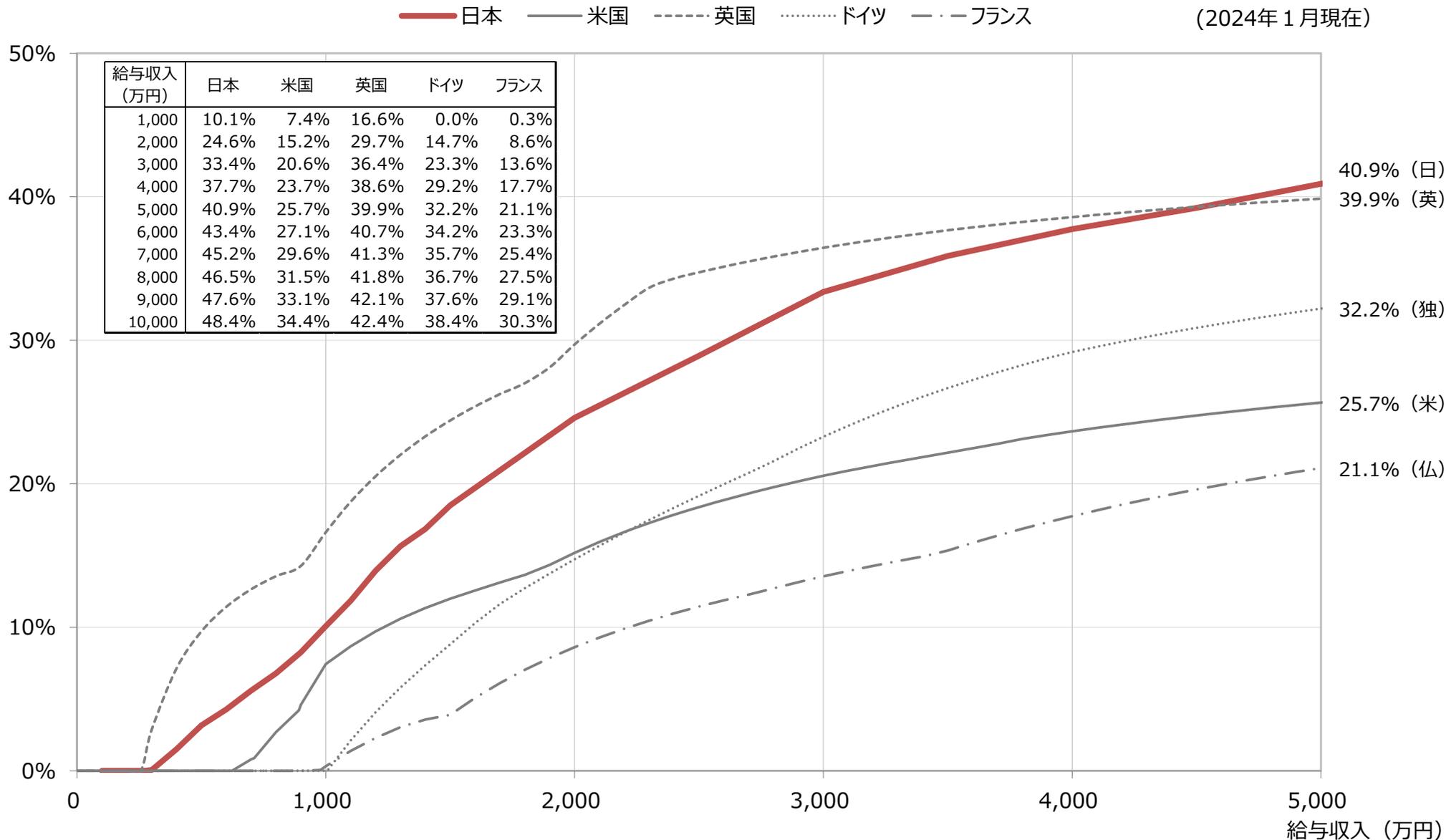


# 主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）



(注1) 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

(注2) 表中の数値は各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

(注3) 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税、ニューヨーク州所得税及びニューヨーク市所得税が含まれる。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。

(注4) 各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

(注5) 日本については2024年分（令和6年分）の所得税及び2024年度分（令和6年度分）の個人住民税の定額減税は加味していない。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=150円、1ポンド=186円、1ユーロ=162円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。